

わかりやすい^{ばん}版

おおさかししょう しゃしえんけいかく
大阪市障がい者支援計画・

だい きしょう ふくしけいかく
第7期障がい福祉計画・

だい きしょう じふくしけいかく
第3期障がい児福祉計画

あん
(案)

だい しょう けいかく 第1章 計画のこと

1 けいかく りゆう 計画をつくる理由

- ◆ にほん しょう ひと けんり まち じぶん ちから く
日本では、障がいのある人の 権利を守ったり、自分の力で暮らせるように
いろいろなやくそく ほうりつ
約 束 や 法 律 を つくって 来 ました。
- ◆ おおさかし しょうわ ねん がつ しょう ひと けいかく
大阪市では、1983 (昭和58) 年3月に 障がいのある人のための 計画をつく
り、すす
め て 来 ました。
- ◆ 2006 (へいせい ねん こくれん しょう ひと けんり まち
平成18) 年には、国連で、障がいのある人の 権利を守るために
しょうがいしゃけんりじょうやく
「障害者権利条約」というやくそく けい
約 束 が 決 ま り ました。
- ◆ にほん ほうりつ
日本でも いろいろな法律をつくり、2014 (へいせい ねん しょうがいしゃけんりじょうやく
平成26) 年に 「障害者権利条約」
というやくそく せかい くに
約 束 を 世 界 の 国 と し ました。
- ◆ このように せかい くに にほん しょう ひと やくそく ほうりつ
世界の国や日本では、障がいのある人のための 約 束 や 法 律 が
おお かわ
大 小 変 わ り ました。
- ◆ おおさかし やくそく ほうりつ おお かわ しょう ひと すす
大阪市では 約 束 や 法 律 が 大 小 変 わ っ て も、障がいのある人が 住んでい
る ところ で じぶん ちから せいかつ
自 分 の 力 で 生 活 できる よう に して 来 ました。
- ◆ しょう ひと ない ひと ちいき いっしょ く しゃかい
障がいのある人も ない人も 地 域 で 一 緒 に 暮 ら す こ と が できる 社 会 に する
た め に、こ の あたら けいかく
新 し い 計 画 を つく り ました。

2 計画の考え方

(1) 計画について

◆ この計画は、3つの計画を1つにまとめています。

① 大阪市障がい者支援計画

- ・ 2024（令和6）年4月から 2029（令和11）年3月までの6年間にすることを書いています。
- ・ この計画をつくることは、「障害者基本法」という法律で決まっています。

② 第7期大阪市障がい福祉計画

- ・ 2024（令和6）年4月から 2026（令和8）年3月までの3年間にすることを書いています。
- ・ この計画をつくることは、「障害者総合支援法」という法律で決まっています。

③ 第3期大阪市障がい児福祉計画

- ・ 2024（令和6）年4月から 2026（令和8）年3月までの3年間にすることを書いています。
- ・ この計画をつくることは、「児童福祉法」という法律で決まっています。

(2) 計画の考え方

- ◆ 「障害者基本法」という法律に、「障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にされるものです。それぞれの違いを知って、一緒に暮らす社会を めざします」ということが 書いてあります。
- ◆ 大阪市では、「障害者基本法」という法律に書いてあることを 大事にしなが
ら、次の3つのことを していきます。
 - ① 障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にします。
 - ② 障がいのある人が、いろいろな活動ができるよう 手伝います。
 - ③ 障がいのある人が、住んでいるところで 自分の力で生活できるよう 手伝います。

(3) 計画の進め方

- ① 障がいのある人の生活を 手伝えるために 大阪市を よくしていきます。
- ② こどもから大人まで、障がいのある人の一生を 途切れしないで 手伝えるようにします。
- ③ 障がいの状況は それぞれ違います。それぞれに合った方法で 手伝えることができるようにします。
- ④ 障がいのある人への 差別をなくして、権利を守ります。
- ⑤ 障がいのある人を手伝える人を増やして、その人たちへの勉強会を たくさんしていきます。
- ⑥ 大阪市を住みやすくするために 障がいのある人の 生活の様子や 必要なことを 調べます。

第2章 大阪市が していくこと

1 障がいのある人も ない人も 一緒に生活するために していくこと

(1) 障がいについて 正しく 知ってもらえるようにします



- ◆ 障がいのある人への 差別や偏見は、今でも いろいろなところで 見られます。市民の皆さんに、障がいのことを 正しく知ってもらうことが 必要です。
- ◆ 「障害者差別解消法」の考え方は 大事なことです。障がいを理由とした差別を なくすため、関係している人たちが 一緒になって考えることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ パンフレットやホームページなどで、障がいのある人のことを 正しく伝えます。
- ◇ 学校で こどもたちが 人権や福祉の大切さを 学べるようにします。
- ◇ 障がいを理由とする差別を相談する場所で 正しい相談ができるような勉強会を 職員にします。

(2) 障がいのある人に 情報（知っていること）を伝えます

- ◆ 話したり、聞いたりすることや 情報（知っていること）を 集めることは、地域で生活するために 大事なことです。

そのため、障がいがあることで 声で話したり、耳で聞いたりすることが 難しい人々への手伝いが 必要です。



- ◆ 障がいのある人が パソコンや スマートフォンを使って、情報（知っていること）を 知ることができるように していくことが必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 利用できるサービスなどを、わかりやすく 伝えます。
- ◇ 2016（平成28）年1月に 「大阪市 ころを結ぶ 手話言語条例」 を
つくりました。
手話は言葉です。大阪市では、手話が 必要な人を 手伝います。
- ◇ 障がいのある人が、パソコンやスマートフォンなどを 使いやすくする
ために、使い方の勉強会を していきます。

2 地域で 住むことができるように していくこと

(1) 障がいのある人の 権利を守り、相談できるようにします



- ◆ 障がいのある人が、利用したい福祉サービスを 自分で決めるということが
大切です。
そのため、サービス利用を手伝うことや 権利を守ることが 必要です。
- ◆ 障がいのある人が 年をとったり、たくさんの手伝いが 必要になっています。
そのため、たくさんの相談できるところが 必要です。
- ◆ 障がいのある人への虐待（繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること）を
早く見つけたり、止めさせるために 関係している人たちが
力をあわせることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 地域で 安心して 生活できるようにします。
そのため、自分で決めることが 難しい人を 関係している人たちが
一緒になって手伝えるようにします。
- ◇ 福祉サービス利用や、生活のお金の管理を、手伝えるようにします。

- ◇ 「各区障がい者基幹相談支援センター」で、いろいろな相談ができるようにします。
- ◇ 「相談支援事業者」を増やして、相談しやすくします。
- ◇ 「市地域自立支援協議会」という大阪市の障がい福祉を考えたグループと力をあわせて、「各区地域自立支援協議会」という各区の障がい福祉を考えたグループを良くしていきます。
- ◇ 障がいのある人への虐待（繰り返し叩いたり嫌がらせをすること）を止めさせたり、早く見つけることができるよう、市民の皆さんへ虐待（繰り返し叩いたり嫌がらせをすること）がいけないことを伝えます。
- ◇ 障がいのある人への虐待（繰り返し叩いたり嫌がらせをすること）がなくなるように関係している人たちが話し合い力を合わせていきます。



(2) 障がいのある人の福祉サービスなどを増やします

- ◆ 2022（令和4）年に「障害者総合支援法」という法律と「児童福祉法」という法律が変わり、福祉サービスが使いやすくなりました。
- ◆ 安心してサービスを利用できるように、また、わかりやすい制度になるように、国へ言うていくことが必要です。
- ◆ 制度が変わっても、きちんとサービスを利用できるようにしていく必要があります。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がい福祉サービスがより良くなるよう、国へ言うていきます。

◇ 重い障がいのある人も一緒に生活できる「グループホーム」が増えるようにします。

◇ 保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係している人たちが話し合いをして、医療的ケアの必要な障がいのあるこどもを手伝います。

(3) 障がいのある人のスポーツや文化活動などを進めます

- ◆ 大阪市には障がいのある人のためのスポーツセンターが2つあります。これからもスポーツやレクリエーションをできるようにしていきます。
- ◆ 障がいのある人もない人もスポーツを一緒に楽しむようにすることが必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がいのある人のスポーツを始めるきっかけをつくりま
- ◇ 市民の皆さんに障がい者スポーツのことを知らせま
- ◇ 住んでいるところでスポーツ・文化活動ができるようにしていきます。



3 施設をはなれた生活に移れるようにしていくこと

(1) 施設で生活している人が施設をはなれて生活できるように手伝います

- ◆ 障がいのある人が施設をはなれてみんなで一緒に暮らすために、生活を手伝える方法がたくさん必要です。
- ◆ 施設で生活している人がよく知っているところで暮らしたいと思う気持ちを大切に、安心してよく知っているところで暮らすということが必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 施設で生活している人の 思っている暮らしを 調べます。
そして、それぞれに合った暮らしができるように 一緒に考えます。
- ◇ 施設で生活している人に 施設をはなれた暮らしについて 知ってもらいます。そのため、いろいろな経験ができるようにします。
(施設の外へ出かける、グループホームに泊まるなど)
- ◇ グループホームなどの 住む場所をつくります。
また、施設をはなれて生活することができるサービスを 増やします。

(2) 精神科病院に入院している人が 退院できるように 手伝います

- ◆ 精神科病院での生活が 長くなると、退院することが 心配になります。
そのため、いろいろな手伝いが 必要になります。
- ◆ 地域で暮らし続けられるよう、生活を手伝えるサービスが たくさん必要です。
- ◆ いろいろな人たち（保健・医療・福祉に関係している人たち）が 一緒になって 手伝えることが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 大阪市外の精神科病院に 入院している人が 多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と 一緒になって手伝います。
- ◇ ピアサポーターと一緒に 退院ができるように 手伝います。
- ◇ いろいろな人たち（保健・医療・福祉に関係している人たち）が 話し合いをして、地域で暮らし続けられるように 手伝います。

4 地域で 学び・働くために していくこと



(1) 障がいのあるこども 一人ひとりに合った 保育・教育を していきます

- ◆ 大阪市では、障がいのあるこどもと 障がいのないこどもが 「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」をしています。
- ◆ みんなが 障がいを正しく知って、障がいのあるこどもが 住んでいるところで学びやすくすることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がいのあるこどもと 障がいのないこどもが、住んでいるところで共に育つ保育・教育を していきます。
- ◇ 障がいのあるこども 一人ひとりに合った 教育となるよう、関係している人たちが 一緒になって考えます。
- ◇ 学校を卒業した後も 関係している人たちが手伝うようにします。そのため、一人ひとりに合わせて 将来のことを一緒に考えていきます。
- ◇ 図書館といった みんなで使う建物を、障がいのある人が 利用しやすくなるようにします。
- ◇ 障がいのあるこどもの 放課後（学校が終わった後の時間）などの過ごし方が よくなるように考えます。
- ◇ 教職員（先生）が 障がいのある人のことを 正しく知るようになります。そのため、勉強会をたくさんします。



(2) 障がいのある人が働きやすくします

- ◆ 「障害者雇用促進法」という法律が変わって、障がいのある人で会社で働く人の数は増えています。
しかし、仕事をやめる人も多く、長く働き続けるための手伝いが必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 物を買うときや作業をお願いするときは、できるだけ障がい者福祉施設などにお願いします。
- ◇ 障がいのある人が働き続けられるようにします。
そのため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係している人たちが一緒になって仕事と生活を手伝います。
- ◇ 一人ひとりの障がいに合わせて仕事ができるように手伝います。そのため、「就労移行支援事業者」への勉強会をたくさんします。



5 住みよい 環境づくりのために していくこと

(1) 障がいのある人が 使いやすくしていきます

- ◆ 大阪市では 「大阪市 ひとにやさしい まちづくり整備要綱」をつくって、建物を使いやすくしています。
- ◆ 旧市営交通（地下鉄・市バス）は、2018（平成30）年4月に、地下鉄は大阪メトロに、市バスは大阪シティバスに、それぞれ会社が変わりました。
- ◆ 障がいのある人が、安心して 暮らすことができるようグループホームなどが増えていくことが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 「大阪市 ひとにやさしい まちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の考え方を 大事にします。
そして、大阪市の建物や たくさんの人が利用する建物を、みんなが使いやすいようにします。
- ◇ 旧市営交通（地下鉄・市バス）の会社が変わった後も、安全のことや 使いやすくすることを 言っています。
- ◇ また、他の電車を動かしている会社にも、エレベーターや 駅が使いやすくなるように 言っています。
- ◇ グループホームは、障がいのある人にとって 必要な「住まい」です。
そのため、これからも 増やしていきます。



(2) 障がいのある人の防災や防犯を していきます

- ◆ 手伝いが必要な人を 知っておくことや 避難所（地震や 大雨の時に 逃げる所）で手伝えること、食べ物や薬などを 準備しておくことなど、防災対策（地震や 大雨になっても 困ることが 無いようにすること）が 必要です。

- ◆ 障がいのある人が 安全で 安心して暮らせるようにしていくことが 必要です。



- ◆ 令和2年2月に 新型コロナウイルスによる 感染症（人に移る病気）が発生しましたが、障がいのある人が安全で 安心してサービスを 使えるようにしていくことが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 個人情報（住所や名前など）が外に出ないように 気をつけて 手伝いが必要な人を 調べておきます。

また、逃げることを手伝える計画を つくります。

- ◇ 逃げた後の 医療・保健・福祉サービスの 準備をします。

また、逃げた後の生活で必要となる 食べ物や薬などを 準備しておきます。



- ◇ 障がいのある人を 犯罪から守り、安全で安心して 住むことができるようにします。

- ◇ 新型コロナウイルスによる 感染症（人に移る病気）が発生しても サービスを 使えるように、みんなで一緒に 考えます。

6 ちいき あんしん く 地域で安心して暮らすために していくこと

(1) しょうがいのある人の ほけん や 医療などを 受けやすくします

- ◆ しょうがいのある人が、住んでいるところで げんきに 暮らすためには、ひとりひとりに合った けんこうづくりと あんしんして びょういん に行けることが ひつようです。
- ◆ また、医療的ケアが必要な しょうがいのある人が 住んでいるところで生活を せいかつ するため、ほけん・医療・福祉に かんけいしている人たちが いっしょになって てつだ ことが ひつよう が必要です。

【おおさかし が する こと (おち 主なもの)】

- ◇ しょうがいのある人が、住んでいるところで びょういん に行く ことができるように てつだ 手伝います。
- ◇ はな 話したり、き 聞いたりすることの てつだ 手伝いが必要な人や、じゅうしょうしんしんしょう 重症心身しょうがい 児・者 (しょうがいがとても重い人) が きちん と びょういん に行くことができるように てつだ 手伝います。
- ◇ よく 知 っているところで りはびりてーしょん (うご 動きやすくなるための れんしゅう 練習) が う 受けやすくなるよう、かんけい している人たちが いっしょ 一緒に なって てつだ 手伝います。
- ◇ びょういん 病院 などと一緒に なって、医療的ケアができる ショートステイ事業を ふ 増やします。
- ◇ しょうがいのあるこどもが はや 早い頃から りょういく 療育 (せいかつ れんしゅう 生活の練習) を う 受けることができるよう、かんけい している人たちが いっしょ 一緒に なって てつだ 手伝います。



第3章 目標と福祉サービスの見込み

1 目標

次の7つの目標を 2027（令和9）年3月までに できるようにしていきます。

① 施設で生活している人が 施設をはなれた生活に移った様子

- ◆ 施設をはなれた生活へ移る人（2023（令和5）年度から4年間で）76人
- ◆ 施設で生活している人 1,261人 → 1,197人

② 精神障がいのある人を 住んでいるところ全体で手伝う やり方づくり

- ◆ 退院してから、1年以内の地域での平均生活日数 325.3日 以上
- ◆ 1年より長いあいだ入院している人 1,690人 → 1,559人
- ◆ 入院後3か月で退院する人の割合 68.9% 以上
- ◆ 入院後6か月で退院する人の割合 84.5% 以上
- ◆ 入院後1年で退院する人の割合 91.0% 以上
- ◆ 地域移行支援を利用して 地域生活へ移る人（3年間で）60人

③ 地域での生活を手伝う やり方を より良くします

- ◆ 地域生活支援拠点等（障がいのある人をの生活を一緒に考えてくれるところ）の生活を手伝う やり方を 1年に1回以上 ふりかえって より良くするように 考えます。
- ◆ 強度行動障がいのある人が 使いたいサービスを調べて ぐらしやすくなるように 手伝います。

④ 福祉施設から 一般就労（会社で働くこと）へ移った様子

- ◆ 福祉施設から 会社での仕事に移る人 1,140人
- ◆ 就労移行支援事業から 会社での仕事に移る人 721人
- ◆ 就労継続支援A型事業から 会社での仕事に移る人 209人
- ◆ 就労継続支援B型事業から 会社での仕事に移る人 118人
- ◆ 就労移行支援を利用したあとに 会社での仕事に移った人の割合が 5割以上の事業所の割合 6割以上
- ◆ 就労定着支援を利用している人 505人
- ◆ 就労定着支援を利用したあとに 会社での仕事に移って 42 か月から 78 か月までの間 働き続けた人の割合が 7割以上の事業所の割合 2割5分以上
- ◆ 働くことや福祉に関係している人が集まるグループを作って、障がいのあ
る人が働きやすくなるように 一緒に考えられるようにします。
- ◆ 就労継続支援B型事業から 払われる工賃を平均した金額 16,700円

⑤ 障がいのあるこどもを手伝う やり方づくり

- ◆ 障がいがあるか無いかに関係なく こどもたちが 地域で暮らしやすくなるようにしていきます。
- ◆ 主に 重症心身障がい児（障がいがとても重いこども）を手伝う
児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が、これから先も
手伝いができるようにします。

- ◆ 医療的ケア（医師や看護師などの助け）の 必要な子どもが 手伝わってもらえるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの 関係している人たちが 話し合うようにします。
- ◆ 医療的ケアのコーディネーター（医師や看護師などと 連絡をする相談員）を育て、事業所にいる数を 199人まで ふやします。
- ◆ 障がい児入所施設で生活している子どもが 18歳から 大人として生活できるように 関係している人が集まって 考えるところをつくります。

⑥ 地域で相談できる体制を より良くしていきます

- ◆ 各区にある基幹相談支援センターと 区役所が協力して 相談支援の体制を より良くしていきます。
- ◆ 「地域自立支援協議会」という 各区の障がい福祉を 考えるグループで 障がいのある人を手助けするやり方を 考えながら 地域全体のやり方を より良くしていきます。

⑦ 障がい福祉サービスを より良くするためにすること

- ◆ 事業者がお金を請求する時に 間違えないように教えます。
- ◆ 請求の間違いを見つけるために、大阪府や他の市や町と力を合わせます。
- ◆ 事業者に教えることについて、大阪府や同じ仕事をする他の市の職員とどのようにすれば良くなるか話し合いをします。

2 福祉サービスの見込み

○ 訪問系サービス、短期入所

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
きよたくかいご 居宅介護	つき 月に 16,908人、 350,504時間 利用	つき 月に 17,990人、 358,215時間 利用	つき 月に 19,142人、 366,096時間 利用
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	つき 月に 1,897人、 277,766時間 利用	つき 月に 1,897人、 282,488時間 利用	つき 月に 1,897人、 287,290時間 利用
どうこうえんご 同行援護	つき 月に 1,369人、 34,584時間 利用	つき 月に 1,383人、 34,929時間 利用	つき 月に 1,397人、 35,278時間 利用
こうどうえんご 行動援護	つき 月に 655人、 13,825時間 利用	つき 月に 749人、 15,802時間 利用	つき 月に 855人、 18,061時間 利用
たんきにゅうしょ 短期入所	つき 月に 1,321人、 10,573日 利用	つき 月に 1,379人、 11,043日 利用	つき 月に 1,440人、 11,534日 利用

○ 日中活動系サービス

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
せいかつかいご 生活介護	つき 月に 7,152人、 130,666日 利用	つき 月に 7,288人、 133,154日 利用	つき 月に 7,427人、 135,696日 利用
じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練)	つき 月に 186人、 1,956日 利用	つき 月に 224人、 2,368日 利用	つき 月に 271人、 2,863日 利用
じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	つき 月に 514人、 8,317日 利用	つき 月に 570人、 9,179日 利用	つき 月に 632人、 10,142日 利用
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	—	つき 月に 240人 利用	つき 月に 240人 利用
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	つき 月に 1,508人、 24,627日 利用	つき 月に 1,522人、 24,856日 利用	つき 月に 1,536人、 25,087日 利用
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 A型	つき 月に 4,416人、 79,907日 利用	つき 月に 4,889人、 88,464日 利用	つき 月に 5,412人、 97,938日 利用

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
就労継続支援 B型	つき 月に 13,797人、 234,693日 利用	つき 月に 16,460人、 279,997日 利用	つき 月に 19,637人、 334,047日 利用
就労定着支援	つき 月に 598人 利用	つき 月に 705人 利用	つき 月に 832人 利用
療養介護	つき 月に 325人 利用	つき 月に 328人 利用	つき 月に 331人 利用

○ 居住系サービス、自立生活援助

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
共同生活援助	つき 月に 4,907人 利用	つき 月に 5,496人 利用	つき 月に 6,156人 利用
施設入所支援	つき 月に 1,229人 利用	つき 月に 1,213人 利用	つき 月に 1,197人 利用
自立生活援助	つき 月に 12人 利用	つき 月に 13人 利用	つき 月に 13人 利用
地域生活支援拠点	1 箇所	1 箇所	1 箇所
拠点へのコーディネート ネーターの配置人数	24人	24人	24人
拠点機能の充実 に向けた検証及び 検討の実施回数	ねん 年に 1回 実施	ねん 年に 1回 実施	ねん 年に 1回 実施

○ 指定相談支援

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
計画相談支援	つき 月に 12,174人 利用	つき 月に 13,095人 利用	つき 月に 14,016人 利用
地域移行支援	つき 月に 35人 利用	つき 月に 35人 利用	つき 月に 35人 利用
地域定着支援	つき 月に 823人 利用	つき 月に 862人 利用	つき 月に 901人 利用

○ しょうがい児支援

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
児童発達支援	月に 6,132人、 77,537日 利用	月に 7,036人、 90,976日 利用	月に 8,074人、 106,745日 利用
放課後等 デイサービス	月に 11,646人、 151,764日 利用	月に 13,272人、 173,328日 利用	月に 15,125人、 197,956日 利用
保育所等訪問支援	月に 1,427人、 2,149日 利用	月に 1,921人、 2,910日 利用	月に 2,587人、 3,941日 利用
居宅訪問型 児童発達支援	月に 5人、 13日 利用	月に 5人、 13日 利用	月に 5人、 13日 利用
しょうがい児 相談支援	月に 3,932人 利用	月に 4,761人 利用	月に 5,764人 利用
医療的ケア児を支援 するコーディネーター	131人を 配置	165人を 配置	199人を 配置

○ 発達しょうがいのある人等への支援

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
発達しょうがい者 支援地域協議会	ねん 年に 2回 開催	ねん 年に 2回 開催	ねん 年に 2回 開催
発達しょうがい者 支援センター	ねん 年に 2,800件 相談を うける	ねん 年に 2,800件 相談を うける	ねん 年に 2,800件 相談を うける
発達しょうがい者 支援センターと 地域サポートコーチ	ねん 年に 助言を 530件 研修を 248件 啓発を 3件 する 支援プログラム等の 受講者数 740件	ねん 年に 助言を 530件 研修を 248件 啓発を 3件 する 支援プログラム等の 受講者数 740件	ねん 年に 助言を 530件 研修を 248件 啓発を 3件 する 支援プログラム等の 受講者数 740件

せいしんしょう たいおう ちいきほうかつけ あしすてむ こうちく
 ○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
ほけん いりょう ふくし 保健、医療、福祉 かんけいしゃ きょうぎ ば 関係者の協議の場	ねん かい かいさい 年に 2回 開催	ねん かい かいさい 年に 2回 開催	ねん かい かいさい 年に 2回 開催
きょうぎ ば かんけい 協議の場への関係 ひと さんかしゃすう する人の参加者数	ねん めい さんか 年に 10名 参加	ねん めい さんか 年に 10名 参加	ねん めい さんか 年に 10名 参加
きょうぎ ば ちくひょう 協議の場での目標 せつてい ひょうか 設定と評価	ちくひょうせつてい ひょうか 目標設定と評価を ねん かい じっし 年に 1回 実施	ちくひょうせつてい ひょうか 目標設定と評価を ねん かい じっし 年に 1回 実施	ちくひょうせつてい ひょうか 目標設定と評価を ねん かい じっし 年に 1回 実施
せいしんしょう 精神障がいのある ひと りようしゃすう 人の利用者数	ちいきいこうしえん じん 地域移行支援27人 ちいきていちゃくしえん じん 地域定着支援338人 きょうどうせいかつえんじょ じん 共同生活援助1306人 じりつせいかつえんじょ じん 自立生活援助3人 じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練) 259人	ちいきいこうしえん じん 地域移行支援27人 ちいきていちゃくしえん じん 地域定着支援349人 きょうどうせいかつえんじょ じん 共同生活援助1462人 じりつせいかつえんじょ じん 自立生活援助4人 じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練) 287人	ちいきいこうしえん じん 地域移行支援27人 ちいきていちゃくしえん じん 地域定着支援360人 きょうどうせいかつえんじょ じん 共同生活援助1637人 じりつせいかつえんじょ じん 自立生活援助4人 じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練 (生活訓練) 318人

そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか とりくみ
 ○ 相談支援体制の充実・強化のための取組

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
しょう しゃきかんそうだん 障がい者基幹相談 しえんせんたー せつち 支援センターの設置	24 か所	24 か所	24 か所
ちいき しょうだんしえん 地域の相談支援 たいせい きょうか 体制の強化	ねん しどうじよげん 年に 指導助言を 1,101件 じんざいいくせい しえん 人材育成の支援を 327件 れんけいきょうか 連携強化を 1,325回 しゅにんそうだんしえんせんちんいん 主任相談支援専門員 の配置 24人	ねん しどうじよげん 年に 指導助言を 1,156件 じんざいいくせい しえん 人材育成の支援を 346件 れんけいきょうか 連携強化を 1,346回 しゅにんそうだんしえんせんちんいん 主任相談支援専門員 の配置 24人	ねん しどうじよげん 年に 指導助言を 1,211件 じんざいいくせい しえん 人材育成の支援を 365件 れんけいきょうか 連携強化を 1,367回 しゅにんそうだんしえんせんちんいん 主任相談支援専門員 の配置 24人

<p>協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の改善</p>	<p>事例について考える回数 48回 参加する事業者の数 240事業者 話し合うグループの設置数 24か所 グループでの話し合い開催回数 228回</p>	<p>事例について考える回数 48回 参加する事業者の数 240事業者 話し合うグループの設置数 24か所 グループでの話し合い開催回数 228回</p>	<p>事例について考える回数 48回 参加する事業者の数 240事業者 話し合うグループの設置数 24か所 グループでの話し合い開催回数 228回</p>
---------------------------------------	---	---	---

○ 障がい福祉サービスをよくするための取組

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
<p>障がい福祉サービス等にかかる研修</p>	<p>年に 49人 参加</p>	<p>年に 49人 参加</p>	<p>年に 49人 参加</p>
<p>障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有</p>	<p>事業所への集団指導で 年に 1回 注意喚起する</p>	<p>事業所への集団指導で 年に 1回 注意喚起する</p>	<p>事業所への集団指導で 年に 1回 注意喚起する</p>
<p>事業者におしよとの共有</p>	<p>市役所などで働く人のための勉強会へ 年に 1回 参加する</p>	<p>市役所などで働く人のための勉強会へ 年に 1回 参加する</p>	<p>市役所などで働く人のための勉強会へ 年に 1回 参加する</p>

